

所管部課	教育部教育総務課		部長	小俣 学	
件 名	令和5年度東大和市米粉パンを使用した食育支援事業助成金交付要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都が実施する令和5年度米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業による補助金を活用し、学校給食での米粉パンを使用した食育を実施するため、単年度要綱として令和5年度東大和市米粉パンを使用した食育支援事業助成金交付要綱を制定するものである。</p> <p>なお、学校給食での米粉パンを使用した食育は本年12月に実施予定。</p> <p>(1) 施行日：市長決裁日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年 8月 3日 東京都に米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業補助金交付を申請</p> <p>令和5年 8月31日 東京都から米粉パンなどの国産食材を活用した食育支援事業補助金交付の決定通知</p> <p>令和5年 9月 5日 本件に係る補正予算が令和5年第3回東大和市議会定例会で可決</p> <p>令和5年11月24日 本件要綱について令和5年第11回東大和市教育委員会定例会で報告済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定の事務処理を行うこととしたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。